

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）
の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都府県：50a、北海道：2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。

なお、農地法で定められている下限面積（都府県：50a、北海道：2ha）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

蘭越町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
全 町	50a

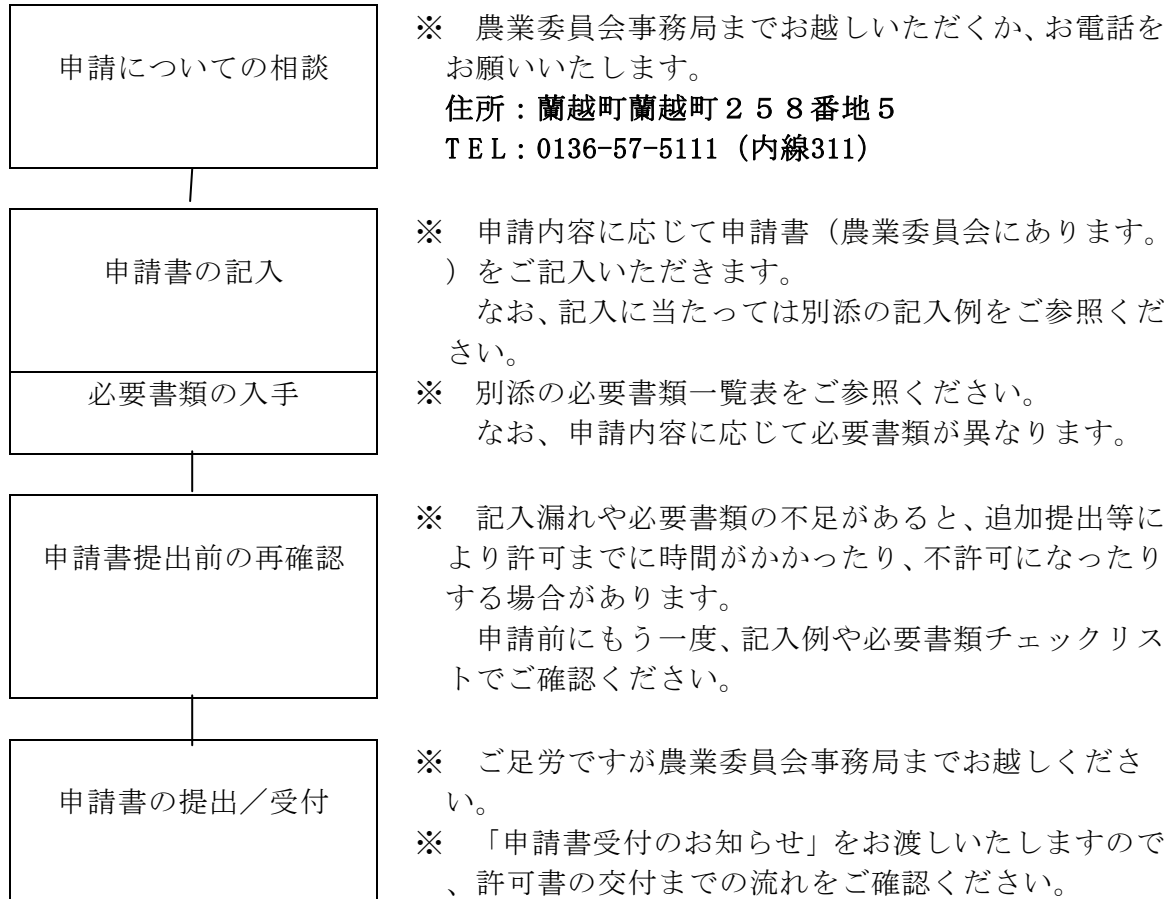
〔下限面積設定理由〕

施設園芸作物等で新規就農希望者が参入しやすくするため

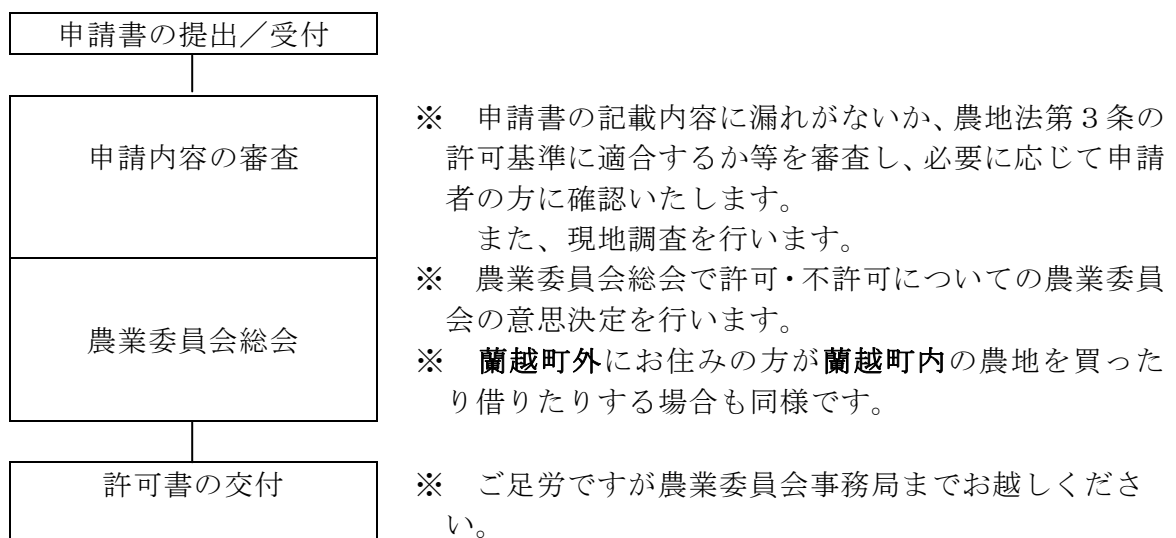
○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- ・ 蘭越町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**30日**と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ



農業委員会等の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は**30日**です。）



別記第1号様式

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

農業委員会会長 様

※売る人、貸す人について
記入します。

譲渡人（貸主）住 所
職 業
氏 名 (印)
生年月日

※印は認印でかまいません。

※買う人、借りる人につい
て記入します

譲受人（借主）住 所
職 業
氏 名 (印)
生年月日

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名）

農地（採草放牧地）について、所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利その他の使用及び収益を目的とする権利）の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

該当する内容以外を削除します。

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在 地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿 と異なる場合には、 その氏名又は名称〕	所 有 権 以 外 の 使 用 収 益 権 が 設 定 さ れ て い る 場 合	
	登記簿	現況			権利者の氏名 又は名称	権利の類
				[]		
				[]		
計	田					
	畑					
	農地計					
	採草放牧地					

2 権利を移転（設定）しようとする理由

- (1) 譲渡人（貸主）
- (2) 譲受人（借主）

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地引渡し の時期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
	年 月 日	円 []		

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	状況・理由
		田	畑	樹園地		
所有地	自作地	① ※ 買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。			②	
	貸付地	※ 買う・借りる人やその家族が所有している農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地	※ 買う・借りる人やその家族が所有している農地（人に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入します。				

		農地面積 (㎡)			面積 (㎡)	状況・理由
		田	畑	樹園地		
使用収益権を有する土地	借入地	③ ※ 買う・借りる人やその家族が人から借りている農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地について記入します。			④	
	貸付地	※ 買う・借りる人やその家族が人から借りている農地のうち、人に貸していてその人がきちんと耕作している農地について記入します。				
		所在	地番	地目 登記簿 現況	面積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地	※ 買う・借りる人やその家族が人から借りている農地（人に貸している農地も含みます。）のうち、耕作されていない農地について記入します。				

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	⑤ = ① + ③	⑥ = ② + ④	⑤ + ⑥
備考			

注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。

※なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です（家族の死亡により農地を一時的に貸し付けている場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの）。

2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること。

3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑		樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物							
権利取得後の面積 (㎡)		()	()				

※二毛作等を行う場合は、主な作付作物以外の作物の面積についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

種類					
数量					
所有 確保しているもの					
リース					
所有 導入予定のもの					
リース (資金繰りについて)					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴 年、農業技術修学歴 年、その他（ ）

※買う人、借りる人について記入します。

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

※家族等について記入します。

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 人（農作業経験の状況： ）

増員予定： 人（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

注1 「大農機具」とはトラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当の有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

(2) 年齢

(3) 主な職業

(4) 権利取得者との関係

(5) その者の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放

び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。

- 3 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書（1部）を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表1 経営委託に係る権利設定調書 (1部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表2 信託財産に係る権利移転(設定)調書 (1部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表3 農業生産法人への出資・持分譲渡調書 (1部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表4 貸借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (1部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸借による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5項の規定による手続きを証する書面 (1部)
権利取得者が景観整備機構であるとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 (1部)
単独申請をするとき。	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書（判決書又は審判書にあつては、判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。）、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転（設定）しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図（4部（申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数を加えた部数））
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し、又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

付表1

経営委託に係る権利設定調書

委託者名 氏名			受託する農協(連 合会)名			
委託者の 資格	組合員	組合員と 同一世帯	非組合員		(住所が 組合の 地区内 地区外)	
委託申込 年月日	年	月	日	契約の 期間	年	月 日から 日 日まで
委託理由						
委託契約の内容						
受託農業経営の形態			田	作・畑	作・田畑作・酪	農・混 同
受 託 地	経 営 地		田	畑	計	採草放牧地
		申請地	m ²	m ²	m ²	m ²
		申請時				
		計				
農 業 経 営 の 状 況	大農 機具 家畜 の保 有状 況	機 具 名	数 量	機 具 名	数 量	家 畜 名 数 量
営 働 力 の 状 況	労 働 力 の 状 況	農 協 (連 合 会) 職 員			常 雇 い	臨 時 雇 い
		専 任 職 員	農 従	人	人	人
			そ の 他	人		
		兼 務 職 員	農 従	人		
			そ の 他	人		
受託農業経営に係る一部の作業を農業者等に委託する場合はその内容						

注 この表のほか、受託規程及び受託に関する決議書を添付するとともに、必要に応じ
事業計画書及び予算書を添付すること。

付表2

信託財産に係る権利移転（設定）調書

受託者名			譲受（借受）人名				
信託事業の種類	農業協同組合の農地等の信託事業・農地保有合理化法人の農地信託等事業			承認年月日	年月日		
許可申請地の所在及び面積	市町村	田畑	m ²	農地の計		m ²	
				採草放牧地			
申請目的	一時使用貸借・所有権の移転・賃貸借						
信託契約の内容	種類	売渡し・貸付運用・売渡し貸付運用					
	委託者氏名					信託条件	
	契約年月日	年月日	農業委員会へ通知した年月日	年月日			
	期間	年 月 日から 年 月 日まで					
相手方選定のため公告した年月日	年月日		買受（借受）申込期間	年 月 日から 年 月 日まで			
信託財産売渡し（貸付け）のために採った処置	申込者	順位					
		氏名					
	農業委員会の意見	意見照会年月日		年月日	意見決定年月日	年月日	
選定内容	選定理由					理事会の決定年月日	年月日
	契約条件	売買価格（借賃）	円	賃貸借（使用貸借）期	年 月 日から 年 月 日まで		

- 注 1 信託事業の種類欄の「農業協同組合の農地等の信託事業」とは農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業をいい、「農地保有合理化法人の農地信託等事業」とは農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる事業をいう。
- 2 承認年月日の欄は、信託規程又は農地保有合理化事業規程の承認を受けた年月日を記載すること。
- 3 申込者の順位の欄は、農業協同組合又は農地保有合理化法人の理事会の定めた順位を記載すること。

付表3

農業生産法人への出資・持分譲渡調書

出資者名				農業生産法人名			
許可申請地の 所在及び面積	市 町 村	田	m ²	農地計	m ²		
		畑	m ²	採草放牧地	m ²		
出資に係るその他の土地		地目：			m ²		
出資 の 内 容	土地の評価額	円					
	土地の利用方法						
	付与される持分	口 (円)	農業生産法人に占 める持分の割合				
持 分 の 譲 渡 の 内 容	譲渡期間	年 月 ～ 年 月 (年間)					
	譲渡の相手方	譲渡する持分		譲渡の対価			
		口 (円)		円			
	合計						

- 注 1 出資に係るその他の土地の欄は、本申請に際して現物出資を行う農地又は採草放牧地以外の土地がある場合に、その地目及び面積を記載すること。
- 2 土地の利用方法の欄は、当該事業の対象農用地等の利用目的を記載することとし、農業用施設の用に供する場合は、その具体的な用途を記載すること。
- 3 「土地の評価額」は、原則として「譲渡の対価」の合計と一致し、「付与される持分」は、「譲渡する持分」の合計と一致すること。

付表 4

賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書

1 権利取得者の氏名又は名称			
2 許 可 申 請 地 の 状 況 等	許可申請地の利用者	住 所	
		氏名又は名称	
	利用者の利用の権限	法令名	農地法、農業経営基盤強化法、その他 ()
		権利の種類	賃借権、使用貸借権、その他の権利 ()
		期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		許可又は公告等の年月日	許可(公告) 年 月 日付け 第 号
	当該農地等を申請者自ら耕作等の事業に供することができる事由等	自ら耕作等を開始する時期	年 月 日ころ から
		利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等	

注 「利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等」欄は、次の事項等における利用者の意向等から申請者が申請時から遅くとも1年以内に耕作が可能となる事由を詳細に記載すること。

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により賃借権等が設定されている土地は、利用集積計画の賃貸借期間の終了時期と申請者の耕作開始時期との関係等
- 2 農地法又はその他の法令等による賃借権等が設定されている土地は、更新をしない旨の通知（期間の定めのある賃貸借の場合に限る。）又は合意解約の時期及び引渡し
の時期等
- 3 契約の終了に当たり、知事の許可を得ている場合には、当該許可の許可年月日及び
許可番号

別紙 1

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第2条第3項関係）

1-(1) 事業の種類

区分	農業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在 (実績又は見込み)			
権利取得後（予定）			

1-(2) 売上高 (千円)

年度	農業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）		
前々年度（実績）		
前年度（実績）		
申請日の属する年度 (実績又は見込み)		
翌年度（見込み）		
翌々年度（見込み）		

注1 「1-(1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も50パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1-(1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

- (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 3 「1-(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度（実績）」から「前年度（実績）」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年度（実績又は見込み）」から「翌々年度（見込み）」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は 名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 箇月)		農作業委 託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の
数の合計

--

農業関係
者の議決
権の割合

--

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

- 2 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。
- 3 次の書類を添付すること。

- (1) 組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は 名称	議決権 の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）

議決権の
数の合計

農業関係
者の議決
権の割合

注1 (2) の場合にあつては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。

2 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。

4 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。

5 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する役員 の 状況

(1) 農業（労務管理、市場開拓等を含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況（箇月）				
			農作業への常時従事の有無				
			直近実績	見込み	直近実績	見込み	

注 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

(2) 「農作業への常時従事の有無」欄に有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員 の 農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 \longleftrightarrow 」、見込は「 $\leftarrow\text{-----}\rightarrow$ 」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

(留意事項)

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

別紙 2

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第3条第3項第1号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注1 括弧内の該当するものを○で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から〇〇日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

※地域との役割分担について農業委員会や北海道知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合

- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
- 貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。
- 鳥獣害被害対策への協力を行う。
- 上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- 地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) 住所

(4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）

必要書類一覧

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

申請内容によって必要な書類も異なりますので、詳しくは農業委員会におたずねください。

番号	必 要 書 類	備 考
1	許可申請書	
2	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3	定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付</u> 。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付</u> 。
5	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付</u> 。
6	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付</u> 。
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付</u> 。
7	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面(競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。)	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12	その他参考となるべき書類	<p>許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。</p> <p>(参考となるべき書類の例)</p> <p>営農計画書 損益計算書の写し 総会議事録の写し 申請者が権利を有する農地の位置図 通作経路図 住民票(市町村で交付) 戸籍謄本(市町村で交付) 耕作証明書(農地のある市町村の農業委員会で交付) 等</p>

必要書類チェックリスト

あなたの農地法第3条許可申請に必要な書類のチェックリストです。

「要否」欄に「要」とある書類がすべて揃っているか、申請書提出前に再度ご確認ください。

番号	要否	必 要 書 類	備 考
1	要	許可申請書	
2	要	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3		定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が <u>法人の場合のみ添付</u> 。
4		組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付</u> 。
5		農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付</u> 。
6		構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が <u>農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付</u> 。
		農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	上記の構成員に、 <u>農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付</u> 。
7		議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

8		基本財産の総額の過半を地方公共団体の抛出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9		農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。 農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10		景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11		申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12			

※1 「要否」の確認は事前に農業委員会におたずねください。

※2 12番の書類は、許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者（農業委員会又は都道府県知事）が判断した書類を個別に記入してください。